

税を考える週間

(十一月十一日～十七日)

「この社会あなたの税がいきている」「少子・高齢社会と税」

国税庁では、「税を考える週間」の間、少子・高齢社会における税の意義や役割などについて考えてもらうための情報を提供するとともに、税務行政のIT化への取組みに対する理解を深めてもらう観点から、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用促進及び周知」に重点的に取り組みます。

また、期間中は各種の広報・広聴活動を行っているほか、ホームページ上

に「税を考える週間」特集コーナーが開設されます。

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp>

東京国税局ホームページ

<http://www.tokyo.nta.go.jp>

期間中の各種行事の問合せ

鎌倉税務署

☎〇四六七―二二―五五九一代

平成十八年分 年末調整等説明会

日時 十一月十四日(火)

十三時三〇分～十六時(受付十三時～)

場所 役場四階大会議室

問合せ 年末調整・法定調書については、

鎌倉税務署

☎〇四六七―二二―五五九一代

給与支払報告書については、

税務課 ☎内線二五―二五三

東京地方税理士会の無料申告相談

《予約不要》

日時 十一月十三日(月)・十四日(火)

十時～十六時

場所 逗子市役所ロビー

《予約不要》

日時 十一月十五日(水)・十六日(木)

十時三〇分～十六時三〇分

場所 大船駅コンコース(ルミネ入口前)

《要電話予約》

日時 毎月第二火曜日 十時～十六時

場所 税理士会鎌倉支部

(鎌倉駅徒歩三六分)

問合せ 東京地方税理士会鎌倉支部

☎〇四六七―二五―五二二〇

「税務署」をかたった 電話に注意

税務職員を装い、ATM(現金自動預け払い機)から振込みをさせるなどの「振り込め詐欺」の被害が、千葉県・東京都・神奈川県・山梨県で四〇〇件以上(未遂を含む)発生しています。

この「振り込め詐欺」は、電話などで税務署を名乗り「税金を還付する」などと持ちかけて口座番号や生年月日を聞きだす、または実際に相手をATMまで行かせて言葉巧みに振込みの指示をして金銭をだましとるという手口です。

税務署や国税局では、

- ① 還付金受け取りのためにATMの操作を求めません。
- ② 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- ③ フリーダイヤルへの連絡を求めることはありません。

提出された申告書などを基に、問い合わせ内容を本人に確認することを原則としています。

不審な電話があった場合は、指示された電話番号に連絡しないで、まずは、最寄りの税務署まで電話などでお問い合わせください。

問合せ 鎌倉税務署 総務課

☎〇四六七―二二―五五九一代

申告も納税も、e-Tax で。

自宅やオフィス 税理士事務所などから

申告 納税 申請・届出

所得税、法人税 消費税、酒税、印紙税 全税目

インターネット

e-Tax でらくらく送信

源泉所得税の毎月納付分、消費税の中間申告・納付など、ご利用機会の多い手続は特に便利!

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用するには、事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得などが必要です。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp